

埼玉県県民の森指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県農林部森づくり課

令和2年7月7日から募集を開始した埼玉県県民の森の指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 埼玉県県民の森指定管理者について

指定管理者：公益社団法人埼玉県農林公社
埼玉県行田市大字真名板1975番1
代表理事 持田 孝史

2 指定の期間について

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

（1）現地説明会への参加団体数

・令和2年7月31日実施 4団体

（2）応募申請団体数

・令和2年9月7日締切り 1団体
・申請団体の内訳
公益法人（農林関係） 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

（1）選定基準

審査基準

- ア 管理運営に当たっての基本的事項
- ・ 設置目的をはじめ、条例に定められた事項を十分に踏まえていること
 - ・ 県民の平等利用確保への配慮がされていること
 - ・ 個人情報保護に関し、必要十分な体制、方策が具体的に示されていること
- イ 施設の効果的運営
- ・ 県の森林・林業行政の推進に資するものであること。
 - ・ 県民の森の設置目的を効果的に達成し、運営を行うことができること
- ウ 施設の効率的運営
- ・ 県民の森の設置目的を効率的に達成し、運営を行うことができること

- エ 指定管理者としての能力及び経営基盤
- ・ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること

(2) 選定委員会の委員

氏名	職業等
池邊 このみ	千葉大学教授
大塚 健一	公認会計士
相田 康	一般社団法人ガールスカウト埼玉県連盟 理事
村田 裕美子	女性林業研究グループ「結木の会」 代表
野口 典孝	農林部副部長
小畑 幹	農林部副部長

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

- 審査結果
申請者を第2次審査対象団体としました。

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

- 審査結果

審査項目（配点）			農林公社
ア	法令・条例等への理解	30点	24点
	利用者の平等利用の確保	30点	23点
	個人情報保護等への配慮	30点	27点
イ	管理運営内容	210点	157点
	危機管理体制	60点	49点
	サービス向上への取組	30点	18点
ウ	県委託料	30点	21点
	計画の実現性	30点	23点
	コスト縮減への取組	30点	18点
エ	過去の実績	30点	27点
	経営基盤の安定性	60点	49点
	事業参加意欲	30点	21点
合計		600点	457点

○ 公益社団法人埼玉県農林公社の選定理由

- ・森林・林業に関する専門的な知識を持った職員が、地域のボランティアと連携することで、適切に施設の管理運営を行う提案がなされていること。
- ・施設の認知度向上につながる効果的な広報の方法として、ツイッターやインスタグラムを活用し幅広い方々に施設の周知を図ることや、樹木や山野草の開花状況などを発信するなどし、関連するイベントへの参加意欲が高まる内容の提案がなされていること。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底として、新型コロナウイルス接触アプリ「cocoa」や「埼玉LINE コロナお知らせシステム」の周知、消毒薬の設置や来園者カードの記入など、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染者発生時の来園者の特定に努める内容の提案がなされていること。
- ・これまでの実績から、園内の樹木の管理やイベントの実施など、指定管理者として施設の管理運営を任せられると評価できること。

○ (参考) 選定委員の主な意見

団体名	意見
公益社団法人 埼玉県農林公社	<ul style="list-style-type: none">・デイキャンプ場で地元食材の提供を行ってみてはどうか。・自主事業に関する提案をもう少し充実させてみてはどうか。

5 公益社団法人埼玉県農林公社の提案の概要

(1) 基本方針

- ① 森林とふれあい、学ぶための質の高いサービスや機会を提供します。
- ② 多くの県民の参加を得て育成される県民の森を目指します。
- ③ 安心・安全に利用できる施設管理を目指します。
- ④ 周辺市町村や関係団体と連携した利用の向上と地域の活性化を目指します。
- ⑤ 貴重動植物に配慮した管理を目指します。

(2) 管理執行体制

- ① 県民の森担当職員3名を常時配置。
- ② 森林・林業に関する専門的技術や資格を有する者を配置。

(3) 森林や林業についての学習事業計画

- ① 森林学習展示室を活用し、森林保全の必要性や森林の循環利用の推進などを、パネルやパンフレットで分かり易く紹介するとともに、県民の森の見どころや周辺

地域の観光スポットなどの情報を発信する。

- ② 山野草や野鳥を観察する自然観察会や、ツリークライミング体験などによる、自然とのふれあいや癒しを実感できる機会を提供し、県民の健康の増進を図る。
- ③ 間伐や炭焼きなど森林・林業を学ぶ体験や、森の産物を使った木工工作や草木染めなどの体験を通じて、森林・林業及び木材利用に対する理解を深める。
- ④ 農林公社関係施設及び団体等と連携し、木材のよさや利用の意義を学ぶ木育・森育体験等を実施する。

(4) サービスの向上のための方策

- ① 質の高い接客サービス（マニュアルの作成、名札・腕章の着用など）
- ② 障害者・高齢者の利用に対する配慮（こまめな点検による安全確保）
- ③ 森林の学習に役立てるため、樹木や山野草の解説掲示板を設置
- ④ ハイキングや花めぐり等のモデルコース設定と情報提供
- ⑤ 遊歩道の環境整備（ゴミ拾いや樹木の剪定による眺望確保）
- ⑥ 動植物の生息環境保全及び観察フィールドの整備
- ⑦ SNSを活用した四季折々の情報やイベント情報の発信

(5) 収支予算案

令和3年度の予算額については約6.6%増。（対令和2年度予算

※ 冬季の来園者増により、巡視を増やすため。

(6) 個人情報の取扱いについての基本方針

- ① 「(公社)埼玉県農林公社個人情報の保護に関する方針」及び「(公社)埼玉県農林公社個人情報の保護に関する規程」に基づく適正な管理。
- ② 個人情報保護管理者と個人情報保護担当者の設置。
- ③ 職員の指導、研修・教育。

(7) 危機管理に対する方針

- ① 危機管理マニュアルの検証・評価と継続的な見直し。
- ② 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底。
- ③ 火災の未然防止のため、来園者に火気使用について注意喚起。
- ④ 気象災害、危険動植物による被害、不測の事態等が発生した場合の配備体制の整備。
- ⑤ 損害賠償が必要な被害の発生に備えて各種保険に加入。